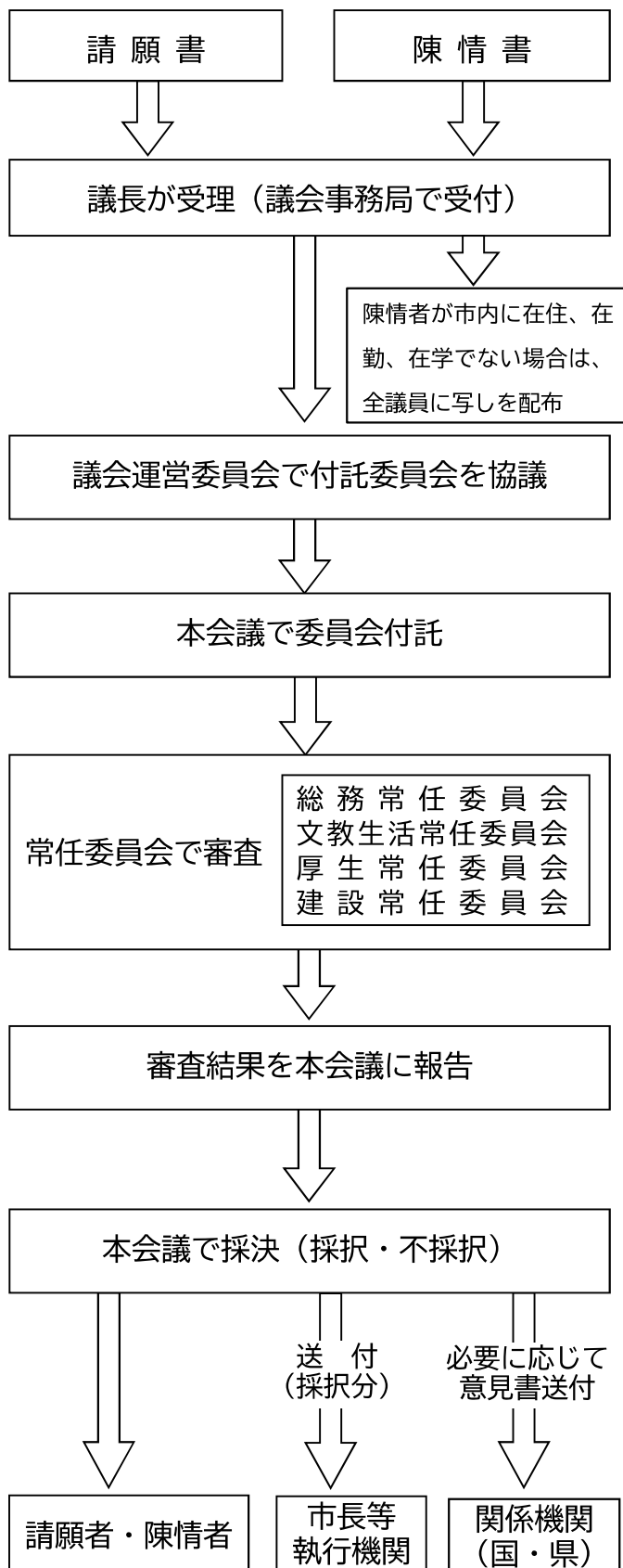


請願・陳情の審査の流れ



- ① 請願書（陳情書）を議会事務局に提出します。請願には紹介議員が必要です。
- ② 議会事務局で形式や記載事項等を確認して収受し、要件が整っていれば、議長が受理します。なお、市内に在住、在勤又は在学でない方から提出された陳情書は、委員会へ付託せず、全議員に写しを配布します。
- ③ 議会運営委員会で付託する委員会について協議します。
- ④ 本会議で正式に所管の委員会に付託（審査依頼）します。
- ⑤ 所管の委員会で審査を行い、採択・不採択・継続審査等を決定します。
- ⑥ 本会議において、委員長が委員会の審査結果（継続審査を除く）を報告し、その結果をもとに、請願（陳情）の取扱い（採択・不採択等）を決定（議決）します。
- ⑦ 議長は、定例会終了後、結果を請願（陳情）者に郵送で通知します。採択の場合、市長等の執行機関に送付し、その実現に努力するよう求めます。執行機関は、次の定例会までに採択案件の執行状況（処理状況）を議長に報告します。関係機関への意見書提出を求める請願（陳情）で、意見書を本会議で議決した場合には、その意見書を国・県等の関係機関に送付します。